

消費税率改定に伴う上下水道料金の変更について

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられるに伴い、水道料金と下水道使用料を改定します。

ただし、令和元年9月30日までの使用期間が含まれる料金については旧税率（8%）が適用されます。

- 偶数月検針のお客さま・・・令和元年12月検針分から
(令和2年1月支払分から)
- 奇数月検針のお客さま・・・令和元年1月検針分から
(令和2年2月支払分から)

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月 検針の方	検針 ↓ 旧 旧料金 (9・10月分)		検針 ↓ 新料金 (11・12月分)		検針 ↓ 新料金 (1・2)	
奇数月 検針の方	旧料金 (8・9)	検針 ↓ 旧料金 (10・11月分)		検針 ↓ 新料金 (12・1月分)		検針 ↓ 新

ただし、令和元年10月1日以降に使用を開始されるお客さまは、10月から新料金となります。

お問合せ先

上下水道課 水道係 ☎089-962-7001

下水道係 ☎089-962-6363